毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定　例
令和４年４月15日

主　要　目　次

告　示
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除　一
○漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間　一
公安委員会告示
○遺失物法施行規則に基づく指定特例施設占有者の施設の名称及び所在地の変更　一
公　告
○物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等　二
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出　五
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）　五
○土地改良区役員の退任及び就任（二件）　七
企業局公告
○物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等　八
病院局公告
○物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等　九
特定調達公告
○入札公告（三件）　九
○落札者等の公告　一三

告　示

千葉県告示第二百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年千葉県告示第二百五十九号（土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和四年四月十五日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定を解除する区域　流山市おおたかの森西一丁目一〇〇番の一部（別図のとおり）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　トリクロロエチレン

三　当該区域において講じられた実施措置　土壌汚染の除去

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年四月十五日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　制限措置の内容

1　漁業種類

とびうお船びき網漁業

2　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

二隻

3　船舶の総トン数

十トン未満

4　推進機関の馬力数

定めなし

5　操業区域

いすみ市太東埼灯台中心点五十四度（真方位による。以下同じ。）の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南七十三号）二百度五十分の線に至る海域

6　漁業時期

六月一日から十月三十一日まで

7　漁業を営む者の資格

操業区域に接する地域に住所を有する者

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年四月十五日から五月十四日まで

公　安　委　員　会　告　示

千葉県公安委員会告示第４号

遺失物法施行規則（平成１９年国家公安委員会規則第６号）第２９条第１項の規定により、指定特例施設占有者の施設の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和４年４月１５日